

妊婦給付認定申請書

岩倉市長殿

妊婦給付認定の資格を有するため妊婦給付認定の申請をします。

1. 申請者の情報

										申請日	年	月	日
ふりがな										年齢		職業	
氏名													
個人番号										電話番号			
現住所	〒												
居住地	(現住所と異なる場合のみ記載)												
妊娠届出日	年 月 日									妊娠月数	か月		
妊娠届出日 時点の住所地	(現住所と異なる場合のみ記載)												

2. 妊娠に関して診療を受けている医療機関の情報

医療機関の名称	
住所	
電話番号	
診断した医師の氏名	

※妊娠月数は、すでに出産や流産している場合は、それらが確認された日を記載すること。

3. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金（1回目）の支給（5万円）を

希望します。



他の市町村で、1回目の支給（5万円）を受けていません。

※ 妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市町村に確認することがあります。

既に他市町村で1回目の支給（5万円）の支給を受けています。

（支給市町村： ）

希望しません。

裏面あり

4. 振込先口座

※申請者本人の口座情報をご記入ください。

金融機関名		本・支店名		金融機関コード				支店コード		
銀行・信用金庫 信用組合・農協・漁協		本・支店 本・支所 出張所								
口座種別	口座番号(右詰で記入)				口座名義(カタカナ)					
1 普通 ・ 2 当座										

(添付書類) 個人番号カード、運転免許証等本人確認ができるもののコピー

振込先金融機関の通帳又はキャッシュカード等の振込先口座の分かる部分のコピー

5. その他

子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦給付認定後に岩倉市外に転出した場合には岩倉市の妊婦支援給付認定は取り消されます。転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援に必要な場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署名

署名日 年 月 日

確認書類のコピー貼り付け欄

本人確認書類・振込先金融機関口座確認書類
のコピーを貼ってください。

本人確認書類

運転免許証、旅券、個人番号カード、住民基本台帳カード、特別永住者証明書、在留カード、障害者手帳など国や県などの官公庁が発行した身分証明書など

振込先金融機関口座確認書類

通帳（口座番号及び口座名義人（よみがな）が確認できる部分）、キャッシュカードなど

胎児の数の届出書

岩倉市長殿

1. 届出者の情報

		届出日		年	月	日
ふりがな				生年		
氏名				月日	年	月 日
個人番号						電話番号
住所地	〒					

2. 胎児の数： _____人

3. 妊娠に関して胎児の数の確認を受けた医療機関の情報

医療機関の名称	
住所	
電話番号	
診断した医師の氏名	

4. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金（2回目）の支給（胎児の数×5万円）を

希望します。



他の市町村で、2回目の支給（胎児の数×5万円）を受けていません。
※ 妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市町村に確認することがあります。

希望しません。

裏面あり

5. 振込先口座（申請者本人の口座情報をご記入ください。）

金融機関名		本・支店名		金融機関コード				支店コード		
銀行・信用金庫 信用組合・農協・漁協		本・支店 本・支所 出張所								
口座種別	口座番号(右詰で記入)						口座名義(カタカナ)			
1 普通 ・ 2 当座										

※妊婦給付認定申請時に登録した申請者本人の情報及び口座情報を変更する場合は、添付書類を提出してください。妊婦支援給付認定申請時に登録した申請者本人の情報及び口座情報に変更がない場合は、添付書類の提出は不要です。

(添付書類)

個人番号カード、運転免許証等本人確認ができる書類のコピー

振込先金融機関の通帳又はキャッシュカード等の振込先口座の分かる部分のコピー

確認書類のコピー貼り付け欄

本人確認書類・振込先金融機関口座確認書類
のコピーを貼ってください。

※妊婦支援給付認定申請時に登録した申請者本人の情報及び口座情報に変更がない場合は、添付書類の提出は不要です。

本人確認書類

運転免許証、旅券、個人番号カード、住民基本台帳カード、特別永住者証明書、在留カード、障害者手帳など国や県などの官公庁が発行した身分証明書など

振込先金融機関口座確認書類

通帳（口座番号及び口座名義人（よみがな）が確認できる部分）、キャッシュカードなど

第 号
年 月 日

妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書

様

岩倉市長
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のありました妊婦給付認定の申請については、認定しましたので通知します。

また、妊婦支援給付金（1回目）の支給について、次のとおり支払いますので通知します。

記

1 支給額 円

2 振込予定日 年 月 日

3 その他

子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦給付認定後に岩倉市外に転出した場合には、岩倉市の妊婦支援給付認定は取り消されます。転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

上記の取消しの処分があった場合に、この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岩倉市長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求

のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

妊婦給付認定却下通知書

様

岩倉市長
（ 公 印 省 略 ）

年 月 日付けで申請のありました妊婦給付認定の申請については、
下記の理由により却下しましたので通知します。

記

- 1 却下した理由
- 2 その他

上記の取消しの処分があった場合に、この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岩倉市長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

妊婦支援給付金支払通知書

様

岩倉市長
（ 公 印 省 略 ）

妊婦支援給付金（2回目）については、次のとおり支払いを決定しましたので通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 振込予定日 年 月 日